

## 令和２年度「地域企業事業継続力強化支援事業」 企画・運営業務の委託に関する提案募集要項

令和２年度「地域企業事業継続力強化支援事業」に係る企画・運営業務の受託事業者の選定に当たって、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を実施するに当たり、次のとおり提案を募集する。

なお、本事業者募集は、本業務に係る京都市の令和２年度予算の成立を前提に、年度開始前の準備行為として行うため、予算が成立しなかった場合、本事業者募集及び受託候補者の選定等は無効とする。また、予算が成立した場合も、契約は令和２年４月１日以降に締結することとする。

### １ 業務の名称

令和２年度「地域企業事業継続力強化支援事業」企画・運営業務

### ２ 業務の目的及び募集趣旨

本市は、平成２８年５月に、アメリカの慈善事業団体「ロックフェラー財団」の提唱による「１００のレジリエント・シティ」プロジェクトに参加する世界１００都市の一つに選定された。

これをきっかけとして、平成３１年３月には「京都市レジリエンス戦略」を策定し、あらゆる危機を乗り越え、将来にわたって人々がいきいきと暮らせる魅力と活気に満ちたまちを目指して取り組んでいる。

昨今では自然災害が頻発し、本市域においても、平成３０年度に「大阪北部を震源とする地震」、「７月豪雨」、「台風２１号」等の多くの災害に見舞われた。さらに、現在は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、経済活動の減退により、市内事業者に多大な影響が出ているところである。このため、回復力、復元力、強靱性（しなやかな強さ）と共に、ダメージを受けても粘り強くしなうて、元に戻りながら以前よりも、より良く立ち直る「レジリエンス」の構築に向けて、地域企業事業継続力強化に向けた支援を行う必要がある。

また、「中小企業強靱化法」（中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律）が令和元年７月に施行され、中小企業が作成する「事業継続力強化計画」の国による認定と、認定した事業者への税制優遇や補助金の優先採択等や、市町村と商工会議所・商工会が共同で策定する「事業継続力強化支援計画」の都道府県による認定が開始されるなど、国を挙げて中小企業の事業継続力強化支援の取組が推進されている。

このような状況を踏まえ、令和２年度は令和元年度に引き続き、事業の継続を主たる目的として、災害時における初動対応から災害後の早期復旧までに重点を置き、市内の事業者が事業継続計画（以下「ＢＣＰ」という。）及び事業継続力強化計画の策定に必要な知識を深めるためのセミナーの開催や、簡易なＢＣＰハンドブックを作成・配布する。

なお、本業務の実施に当たっては、業務の趣旨を十分理解したうえで、円滑かつ迅速な手配、急な予定変更等にも対応できる体制が求められるため、総合的に能力を審査するプロポーザル方式により委託先を選定する。

### ３ 委託業務の内容、委託期間及び委託金額の上限

#### （１）委託業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

(2) 委託期間

契約締結の日から令和3年2月28日まで

(3) 委託金額の上限

金3,300,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 本件に係る令和2年度予算が成立しないときは、契約しないものとする。この場合において、当該業務の準備行為等に係る費用がすでに発生していても、その費用を京都市に請求することはできない。また、京都市が契約を締結しなかったため生じた損害の賠償についても、京都市に請求することはできない。

#### 4 応募資格

以下の条件を全て満たしている者

- (1) 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく、競争入札参加停止処分を受けていないこと。
- (2) 中小企業者、特に小規模企業者に対して、経営支援の観点からのBCP策定（防災ではなく企業の事業継続を主とするものに限る。）の支援を行った実績がある事業者で、かつ実績がある担当者を従事させることができること。
- (3) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (5) 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (6) 国税及び地方税並びに水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと。

#### 5 応募書類の提出

(1) 提出書類

- ア 応募申請書（様式）1部
- イ 提案書（様式）6部
- ウ 業務実績一覧（様式）6部
- エ 見積書 1部
- オ 団体の概要、活動内容、活動実績などが分かる資料 6部
- カ 京都市暴力団排除条例施行規則に定める誓約書（様式） 1部

(2) 提出期限

令和2年4月7日（火）まで

(3) 提出方法

持参又は郵送によるものとする。

ただし、郵送の場合は必着、持参の場合は午後5時までとする。

(4) 仕様書等に対する質問期限及び回答

ア 質問期限

令和2年3月31日（火）午後5時までとする。

期限後の質問は、一切受け付けない。

#### イ 質問方法

本書及び仕様書等に対して質問できる者は、上記「4 応募資格」を満たしている者とし、質疑書（任意様式）を持参、FAX又は電子メールにより提出すること。口頭による質疑は受け付けない。また、FAX、電子メール送信後は、必ず電話により担当者に受信確認を行うこととする。

#### ウ 回答方法

質疑に対する回答は、令和2年4月2日（木）までに地域企業振興課のホームページ（<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/soshiki/7-1-12-0-0.html>）に公開する。

#### (5) 提出先及び問合せ先

京都市産業観光局 商工部 地域企業振興課（担当 畑中，吉田）  
〒604－8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地  
TEL：075－222－3329  
FAX：075－222－3331  
E-mail：chiikikigyo@city.kyoto.lg.jp

## 6 受託候補者の選定

応募者からの提案について、その内容を次の審査基準に基づいて採点し、順位を決定する。選考は非公開とし、選考の経過等に関する問合せには応じない。

なお、企画提案に係る説明を求める場合がある。その場合には、企画提案書提出事業者に別途通知する。

#### (1) 受託候補者選考方法

ア 点数は、本市職員で構成する意見聴取会議の各委員の項目評価点合計点（100点満点）の平均とし、点数が最も高い事業者を受託候補者とする。点数が同じ場合は、見積金額が低い事業者を受託候補者とし、見積金額も同じ場合はくじ引きにより選定する。

イ 応募事業者が1事業者のみでも審査を実施するが、合計点が60点を下回るときは、受託候補者として選定しない。

#### (2) 審査基準

ア 運営力（45点）

- ・ 迅速性・的確性
- ・ 業務実施体制
- ・ 運営計画・手法の妥当性

イ 企画・営業力及び実績（50点）

- ・ 当該業務に対する意欲
- ・ 類似事業についての実績
- ・ 中小企業者、特に小規模企業者を取り巻く経営課題等についての理解
- ・ 効果的な追加提案の有無

ウ 見積額（5点）

- ・ 見積金額の妥当性

#### (3) 選定結果の通知

審査後速やかに受託候補者を決定し、結果については、応募者全員に通知する。

(4) 選定結果の公表

受託候補者の決定後、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を地域企業振興課のホームページに公表する。

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/soshiki/7-1-12-0-0.html>)

## 7 契約の締結

第1順位の提案を行った受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。

万一、両者の協議が整わない場合、次順位の応募者と契約に関する協議を行う。

## 8 留意事項

- (1) 応募書類提出後の追加及び修正は一切認めない。
- (2) 応募書類の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。
- (3) 提出物は応募者に返却しない。
- (4) 本市は応募者に無断で提出物を本件以外に使用しない。
- (5) 本市から提供した文章、写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。